

法学未修者として合格された方へ

東北大学法科大学院
第1年次科目担当教員一同

東北大学法科大学院への合格おめでとうございます。
皆さん、新たな目標に向け、意欲に満ちていることと思います。

さて、法科大学院の第1年次では、法律基本7科目といわれる、憲法・行政法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法に関する科目が開講されます。

このうち、憲法・民法・刑法は前期から、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は後期から、法学部の教育で2～3年をかけて講義される内容から精選された重要な項目を、教員と学生との質疑を含む密度の濃い授業を通して学びます。

そのため、法学未修者の皆さん、特に、今まで法学を専門的に勉強したことのない方にとって、来年4月からの講義の内容を短時間のうちに理解することは、相当な負担になるものと思います。

そこで、講義が開始されるまでの間に、是非読んでおいてもらいたい本を以下に挙げました。これらの本には、入門から応用まで、さまざまなレベルのものが含まれていますが、いずれも4月からの講義に必要な前提知識を身につけ、よりスムーズに法科大学院での学習を始めるためには格好のものだと、私たちは考えています。これらの本を読み、講義に向けたウォーミングアップをしっかり行っておいてください。

それでは4月にお会いするのを楽しみにしています。

記

(憲法)

来年度の「憲法」(第1年次)の授業では、教科書として、市川正人『憲法』(新世社、2014年、3600円+税)を、判例集として、憲法判例研究会編『判例プラクティス憲法 [増補版]』(信山社、2014年、3880円)を使用します。また、教科書としては使用しませんが、芦部信喜著(高橋和之補訂)『憲法 第六版』(岩波書店、2015年、3100円+税)は、憲法を学ぶ者にとっての座右の書というべきものです。

入学前に是非とも読んでおいてほしいものとして、戸松秀典『プレップ憲法 [第3版]』(弘文堂、2007年、1400円+税)を挙げておきます。本書を読むにあたって、特に注意してほしいことを以下に記しておきます。

第I部では、憲法を学ぶにあたって注意しておくべきことが書かれています。

第1章

- ・「歴史を無視しては憲法の理解ができないからだ」(5頁)の意味を、「条文の文言をいくらにらんでいても何もでてこないのである」(6頁)と関係づけて理解しておいてください。
- ・憲法が「政治」、「社会」および「倫理・道徳」とどのように関わっているのかを理解しておいてください(7～14頁)。
- ・憲法9条に関する叙述(7～9頁)を読んだ上で、「憲法9条を理解するためには、その規定をめぐる政治上の経緯や現状をとりこまなければならない、文言から得られる意味のみですますことはできない」(9頁)、「憲法学は法律学の一つである」が「現実の政治、過去の政治、将来の政治のことをいつも念頭において分析しなければならない」(10頁)と記されていることの意味を確認しておいてください。

第2章

- ・「法律学には絶対的な正解がないこと、とくに憲法解釈学にはそれがいえること」(20頁)とはどのような意味なのかを理解しておいてください。
- ・憲法の条文が「一般的・抽象的なことばや概念からなっている」ということ(24頁)の意味や、憲法の解釈の特徴(29～35頁)を、それぞれで挙げられている憲法の条文にも目を通しながら、理解しておいてください(憲法の条文は本書の巻末に収録されています)。

第3章

- ・憲法は、「人権保障の部分」と「統治機構の部分」とから成っていますが、この二つの領域が相互に関連し合っていることを理解しておいてください(39～40頁)。
- ・なぜ『公共の福祉』を安易に振り回してはならない(47頁)のかを、理解しておいてください。

第Ⅱ部では、具体的な憲法事件を採り上げながら、憲法判例の読み方が書かれています。ここでは、実際の最高裁判決を入手して、判決にも目を通しながら、読んでみましょう。ここで採り上げられている2つの最高裁判決(昭和25年判決と昭和48年判決)は、裁判所のHPで入手できます。

昭和25年判決

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/413/054413_hanrei.pdf

昭和48年判決

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/807/051807_hanrei.pdf

第Ⅲ部では、訴訟による解決だけが憲法問題の解決のすべてではないことが

書かれています。「優れた法曹」を目指す皆さんには、是非とも、このことを知っておいてほしいと思います。

第7章は、皆さんには少し難しいかもしれません。「訴訟になじむ・なじまない」(114頁)とはどういうことか、「裁判所の審査になじむ・なじまない」(120頁)とはどういうことか、「裁判所が取り合ってくれない」(122頁)とはどういうことかが、何となく理解できれば十分です(第1年次で基本7法を勉強すると、第7章の意味がよくわかるようになると思います。第2年次に進級する前に、読み直してみましよう。)

第8章

- ・「政治部門」と「国民」との関係(132頁)を理解した上で、政治部門と司法審査との関係はどのようなものなのかを理解するようにしてください。

第9章

- ・「ペンディングの状態に置かれた憲法問題」(151頁)とはどのようなことなのかを理解するようにしてください。

(民法)

民法は、あらゆる法学の分野に共通する概念や考え方を学ぶ場にもなっている重要な科目であるうえ、条文だけでも千条を遙かに超えており、必要な学習量は六法科目の中でも群を抜いたものです。

そんな民法の学習は、さながら螺旋階段を上りながらより高みに登っていくように、何度も全体を学習する必要があります。入学してから講義とともに初めて民法を勉強するのでは、全体像がつかめずに非常に苦勞するでしょう。各自の進度に応じて、1. 2. の課題に取り組んでみてください。

1. 入学までに、必ず次の3冊を読んでおいてください。

①星野英一『民法のすすめ』(岩波新書、1998年、800円+税)。民法という法律の位置づけを考えるための必読書です。

②道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に』(弘文堂、2010年、1000円+税)。法学における議論の特徴や法解釈の方法、判決の読み方など、民法を学ぶ前提となる基礎的知識を予め修得しておいてください。

③道垣内弘人『リーガルベシス民法入門』(日本経済新聞社、2014年、3500円+税)。民法で学ぶことの具体的内容に触れるとともに、入学後当面の間取り組むことになる財産法の見取り図を、少しでも描いておいてください。

なお、③については、簡単な確認事項を別紙で用意しています。各自の理解度の確認のために利用してみてください。

2. ①～③のすべてに目を通したうえで、時間的な余裕があり、①～③の内容を十分に理解できたと思った人は、教科書を読んでもらうことをお勧めします。教科書を読む際にも、理解度を確認するために、③用の確認事項を利用してもよいかもしれません。

以下に、各分野の参考になる教科書のリストを掲げます。書店等で、実際に手に取ってみて、気に入ったものを読んでみてください。なお、○がついているのが、2016年度に第1年次の講義で利用予定の教科書です。

〔民法総則〕（民法Ⅰ）

○大村敦志『基本民法Ⅰ 総則・物権総論（第3版）』（有斐閣、2007年、2800円＋税）

・河上正二『民法総則講義』（日本評論社、2007年、3900円＋税）

・佐久間毅『民法の基礎1 総則（第3版）』（有斐閣、2008年、3000円＋税）

・四宮和夫＝能見善久『民法総則（第8版）』（弘文堂、2010年、3300円＋税）

・山本敬三『民法講義Ⅰ 総則（第3版）』（有斐閣、2011年、4500円＋税）

〔物権法・担保物権法〕（民法Ⅲ）

○安永正昭『講義 物権・担保物権法（第2版）』（有斐閣、2014年、3800円＋税）

・佐久間毅『民法の基礎2 物権』（有斐閣、2006年、2400円＋税）

・道垣内弘人『担保物権法（第3版）』（有斐閣、2008年、3200円＋税）

〔債権総論〕（民法Ⅱ）

○角紀代恵『基本講義 債権総論』（新世社、2008年、2300円＋税）

・中田裕康『債権総論（第3版）』（岩波書店、2013年、4500円＋税）

・潮見佳男『プラクティス民法 債権総論（第4版）』（信山社、2012年、4800円＋税）

〔契約法〕（民法Ⅱ）

○潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅰ 契約法・事務管理・不当利得（第2版）』（新世社、2009年、2950円＋税）

- ・山本敬三『民法講義IV-1 契約』（有斐閣、2005年、5500円＋税）

〔不法行為法（事務管理・不当利得）〕（民法I）

- 潮見佳男『基本講義 債権各論II 不法行為法（第2版）』（新世社、2009年、2300円＋税）
- ・橋本佳幸ほか『民法V 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、2011年、2700円＋税）
- ・吉村良一『不法行為法（第4版）』（有斐閣、2010年、2600円＋税）
- ・窪田充見『不法行為法』（有斐閣、2007年、3400円＋税）

〔親族・相続法〕（民法III）

- 前田陽一ほか『民法VI 親族・相続（第3版）』（有斐閣、2015年、2700円＋税）
- ・高橋朋子ほか『民法7 親族・相続（第4版）』（有斐閣、2014年、2400円＋税）
- ・窪田充見『家族法（第2版）』（有斐閣、2013年、4000円＋税）
- ・大村敦志『家族法（第3版）』（有斐閣、2010年、3600円＋税）
- ・潮見佳男『相続法（第5版）』（弘文堂、2014年、2500円＋税）

（刑法）

1. 学習のポイント・注意事項

刑法には、総論と各論があります。東北大学法科大学院の第1年次の刑法の講義では、前期に総論、後期に各論を扱うことになっています。

ですので、入学するまでに、主に刑法総論について、刑法総論の教科書・基本書を購入して自習を進めておくと、4月からの講義を円滑に受講することができます。刑法総論の教科書はたくさんありますが、いわゆる通説的立場から講義を行いますので、どれを使用してもかまいません。ただ、どれを購入してよいか迷う場合は、山口厚『刑法（第3版）』（有斐閣、2015年、3200円＋税）を購入しておいてください（ただし、講義はこの本を中心に行うわけではありません）。

刑法を学習するに際しては、教科書に書かれている基本概念を正確に理解することが何よりも大切です。ただ、何が基本的な概念であるか、また、教科書のどの部分が重要であるのかが分からない人も多いと思いますので、教科書を読み進めるに際しては、「法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案」（<http://www.lskyokai.jp/info/20101018/8.pdf>）と照らし合わせながら、学習すると思います。

2. 4月からの講義で使用する教科書

前期の講義では、判例学習のために、成瀬幸典=安田拓人編『判例プラクティ

ス刑法Ⅰ総論』(信山社、2010年、4000円+税)を使用します。入学までに購入しておいていただいても結構ですが、入学までの学習は、刑法総論の教科書・基本書の精読で十分だと思います。

(司法制度)

わが国の司法制度(裁判手続の概要とそれに関与する人々)に関する理解は、法律学を学ぶ上で、欠かすことはできません。下記の本を、入学までに、必ず読んでおいてください。

・市川正人=酒巻匡=山本和彦『現代の裁判 [第6版]』(有斐閣、2013年、1700円+税)

(行政法)

これから行政法の世界に足を踏み入れようとしている皆さんに、まず、その第1歩として通読することをお薦めする入門書的な文献を3点紹介し、テキストとの関連についても、簡単に触れておきたいと思います。なお、入門書を何冊も読む必要はありません。どれか1冊を選んで、丁寧に読んでみてください。

まず、1冊目は、藤田宙靖『行政法入門(第6版)』(有斐閣、2013年、1900円+税)です。行政法の基本をやさしい語り口で解き明かしてくれる、定評ある行政法の入門書です。とりあえずの1冊としては、断然おすすめです。

2冊目は、曾和俊文=山田洋=亘理格(共著)『現代行政法入門(第3版)』(有斐閣、2015年、2600円+税)です。行政法を初めて体系的に学ぼうとしている学生等を意識して書かれた入門書で、重要判例をやさしく解説する「ケースの中で」やレベルアップを図る「発展問題」もあり、今風の入門書といえましょう。

そして、3冊目は、大貫裕之『ダイアログ行政法』(日本評論社、2015年、3200円+税)。学生等向け法律雑誌・法学セミナーに連載されたものを単行本化した、ちょっと本格的な(?)入門書。「はじめて学ぶひとの立場にたって、本当に分かりやすい言葉で説明する」ことを心がけ、そのために最適のスタイルとして「対話(問答)形式」が採用されているのが大きな特徴です。

なお、授業のテキストとしては、稲葉馨=人見剛=村上裕章=前田雅子(共著)『行政法(第3版)』(有斐閣、2015年、2600円+税)を使用します。これは、「法科大学院への進学を目指す法学部生」向けのテキスト・シリーズ「リーガルクエスト(LQ)」を構成する1冊であり、1年間で法学部生並の学習水準にほぼ達することを目標とする未修者向け「行政法」のテキストとして、好適なものと考えています。ただ、決して「入門書」ではありませんので、まずは、上記の推薦書のうちの1冊を読んで、その後で、テキストを通読し、第1回目の授業に臨んで下さい。

(商法)

商法を履修するには、民法、特に民法総則や債権法と呼ばれる部分の基礎的な理解が前提になります。カリキュラム上も第1年次の商法は後期に開講されますので、とりあえずは民法をしっかり学んでください。

商法の中核を成す会社法については、条文が多く内容も複雑で、また学生の日常生活とは関係が薄く、なじみにくい、わかりにくいという声をよく聞きます。おおよその輪郭をつかむために、薄い新書ですが、内容の濃い一冊として、神田秀樹『会社法入門〔新版〕』（岩波書店、2015年、800円＋税）を挙げておきます。ただし、この本が合わないと感じたら、教科書（前期終了時まで指定します）・概説書を読み始めてしまってもよいでしょう。

定評のある概説書として、たとえば、伊藤靖史ほか『会社法〔第3版〕』（有斐閣、2015年、2900円＋税）や神田秀樹『会社法〔第17版〕』（弘文堂、2015年、2500円＋税）があります。概説書をただ漫然と読んでもなかなか頭には入らないので、（どの分野にもあてはまることですが、）以下のようなことに心がけてみてください。

① 条文をこまめに参照し、条文の読み方に慣れてください。

② ある制度や条文の内容だけでなく、なぜそのような制度や条文が設けられているのかということと併せて理解するようにしてください。

③ 事例や判例が挙げられている部分では、どのような場面や紛争なのかを（必要であれば当事者の関係を図にするなどして）できるだけ具体的に思い浮かべて理解するようにしましょう。

授業では、ほかに、法科大学院共通的到達目標（コア・カリキュラム）第二次案修正案 (<http://www.lskyokai.jp/info/20101018/6.pdf>) を参照する予定です。詳しい使い方は授業で紹介します。会社法の各項目について解答を作成することで知識が定着しやすくなるでしょう。概説書ではどうしてもわからない問題やより掘り下げたい問題については、最高水準の体系書である江頭憲治郎『株式会社法〔第6版〕』（有斐閣、2015年、5600円＋税）を図書館等で借りるなどして参照してみてください。

(民事訴訟法)

まずは、司法制度の項に掲げられた『現代の裁判 [第6版]』をしっかりと読んでください。その次は、第1年次後期に開講される民事訴訟法の教科書である山本弘＝長谷部由起子＝松下淳一『民事訴訟法 [第2版]』(有斐閣、2013年、2400円＋税)にチャレンジするのがよいでしょう。ただし、同書が難しく感じるのであれば、より平易な中野貞一郎『民事裁判入門 [第3版補訂版]』(有斐閣、2012年、2200円＋税)か、さらに平易な山本和彦『よくわかる民事裁判—平凡吉訴訟日記 [第2版補訂]』(有斐閣、2008年、1800円＋税)で民事訴訟の具体的なイメージをつかむことから始めることをお勧めします。

手続法ですので、時間軸に沿いつつ理解を進め、判決手続の前後にある民事保全や民事執行についても一定の知識を得、とりわけ当事者論、処分権主義、弁論主義、自由心証主義といった中心概念に馴染んでいただきたいと思います。

(刑事訴訟法)

刑事訴訟法の学習は、刑法に関する理解が前提となりますので、まずは、第1年次前期から開講される刑法の学習にしっかり取り組んでください。

第1年次後期に開講される刑事訴訟法の講義では、教科書として、酒巻匡『刑事訴訟法』(有斐閣、2015年、4000円＋税)を用いる予定ですが、これに先立ち、第1年次の夏休みを使って、三井誠＝酒巻匡『入門刑事手続法 (第6版)』(有斐閣、2014年、2900円＋税)を通読しておいてください。

〔別紙〕民法未修者用資料：確認事項

道垣内弘人『リーガルベシス民法入門』（日本経済新聞出版社、2014年）を読んだうえで、各自の理解を確認するために利用して下さい。質問の数が多いと思う人は、○印のものから優先的に取り組んでみてください。☞の後ろのページ数は、文献での言及箇所です。

1. 民法を学ぶ前に

- 私法の中での民法の位置づけはどのようなものかを説明しなさい。☞8頁以下
 - 日本の民法の編別構成について説明しなさい。☞11頁以下
- あわせて、六法の民法の目次などで、民法の構成について確認をしなさい。

2. 原則としての契約自由

I. 民法の世界への登場資格

- 権利能力とは何かを説明しなさい。☞48頁以下
 - ・権利能力の始期は原則としていつか。条文を挙げながら説明しなさい。☞48頁以下
 - ・例外として胎児に権利能力が認められる場合を、条文を挙げながら説明しなさい。☞50頁以下
 - ・法人に権利能力を認める必要性を、具体例を挙げながら説明しなさい。☞51頁以下

II. 契約とはなんだろう

- 契約は（ ）と（ ）の合致により成立する。（ ）に語句を入れなさい。☞60頁以下
 - ・到達主義と発信主義について、どのような考え方を説明しなさい。☞62頁以下

III. 真意を確保するために

- 意思能力とは何かを説明しなさい。☞69頁以下
- 行為能力とは何か、制限行為能力制度がなぜ必要かを説明しなさい。☞71頁以下
 - ・民法において、行為能力を制限されるものとして、どのような類型があるかを説明しなさい。☞71頁以下
 - ・制限行為能力制度において、相手方の保護を図るための制度としてどのようなものがあるかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞74頁以下
- 「真の納得のない意思表示」として挙げられている5つの制度は何か。☞77頁以下
 - ・心裡留保の意味及び当事者間における意思表示の効力について、条文を挙げながら説明しなさい。☞79頁

- ・虚偽表示の意味及び当事者間における意思表示の効力について、条文を挙げながら説明しなさい。☞79 頁以下。
- ・虚偽表示の第三者に対する効力について、条文を挙げながら説明しなさい。
☞80 頁
- ・錯誤の意味及び意思表示の効力について、条文を挙げながら説明しなさい。
☞81 頁以下
- ・強迫の要件及び当事者間における意思表示の効力について、条文を挙げながら説明しなさい。☞81 頁
- ・強迫による意思表示の第三者に対する効力について、説明しなさい。☞81 頁
- ・詐欺の要件及び当事者間における意思表示の効力について、条文を挙げながら説明しなさい。☞88 頁以下
- ・詐欺による意思表示の第三者に対する効力について、説明しなさい。☞89 頁
- 代理とはどのような制度か、具体例を挙げながら説明しなさい。☞98 頁以下
- ・無権代理について、代理人が代理権なく代理行為を行った場合、代理行為の効果はどのようなになるのかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞99 頁以下
- ・表見代理とはどのような制度か。また、無権代理とどのような関係にあるかを説明しなさい。☞101 頁以下
- ・表見代理にはどのような類型があるかを、条文を挙げながら説明しなさい。
☞103 頁以下

IV. 契約の解釈・修正と補充

- 強行法規の意味について説明しなさい。☞111 頁以下
- 公序良俗とはどのような概念であるか。また、公序良俗に反する法律行為としてどのようなものがあるか、具体例を挙げなさい。☞112 頁以下

3. いろいろな契約 1

I. 財産を譲渡するための契約

- 売買契約における売主の義務は何かを説明しなさい。☞130 頁以下
- ・売主の担保責任が問題になる場合として、4つの場合が挙げられているが、それぞれどのような場合か。また、買主はどのような要件のもとでどのような権利を有するのか、具体例を挙げながら説明しなさい。☞132 頁以下
- 買主の義務は何かを説明しなさい。☞141 頁以下
- ・贈与とはどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するかを説明しなさい。☞157 頁以下

II. 財産を利用させるための契約

- 消費貸借とはどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するかを説明しなさい。☞162 頁以下

- ・利息制限法の制限を超える利息を約した消費貸借契約の効力について、説明しなさい。☞166 頁以下、特に 174 頁
- 賃貸借契約はどのような契約であり、どのような要件が備われば成立するかを説明しなさい。☞182 頁
 - ・賃借人の義務としてどのようなものがあるかを説明しなさい。☞183 頁以下
 - ・賃貸人の義務としてどのようなものがあるかを説明しなさい。☞187 頁以下
- 賃貸借契約の終了に関する民法の規律及び判例・学説の基本的な考え方を説明しなさい。☞188 頁、184～185 頁
 - ・借地借家法における借地権、建物賃借権（定期借地権、定期建物賃借を含む）の存続期間・更新に関する規律の概要について、条文を挙げながら説明しなさい。☞190 頁以下

4. いろいろな契約 2

I. 役務を提供するための契約

- 役務提供契約に分類される請負、雇用、委任、寄託とはそれぞれどのような内容の契約であるかを、相互の契約類型の違いに留意しながら、説明しなさい。☞198 頁以下

II. その他の契約

- 組合とはどのようなものであるかを説明しなさい。☞216 頁以下
 - ・第三者のためにする契約とはどのような契約で、どのような場合に第三者の権利が発生するのかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞221 頁

III. 契約は意思に基づくものか

- ・約款とはどのような概念であるかを、具体例を挙げながら説明しなさい。☞222 頁以下
 - ・消費者契約法の定める不当条項規制の仕組みについて、条文を挙げながら説明しなさい。☞225 頁以下
- 契約締結過程における契約当事者の義務が問題になる場面（契約締結上の過失、契約成立前の説明義務）について、具体例を挙げながら説明しなさい。☞227 頁以下

5. 契約の履行

I. 債務が履行される場合

- 弁済とは何かを説明しなさい。☞242 頁
 - ・弁済の充当とはどのような制度であるのか、どのような順序で行われるのかについて、条文を挙げながら説明しなさい。☞242 頁以下
 - ・代物弁済とはどのような制度であるかを説明しなさい。☞243 頁

- 弁済を受領する権限を有しない者に対して弁済がなされた場合にどのような法律関係が生ずるかを、具体例を挙げながら説明しなさい。☞244 頁以下
- 債務者以外に債務の弁済をなすことができるのはどのような者であることを説明しなさい。☞248 頁以下
 - ・第三者が債務を弁済した場合に、第三者と債務者の事後の法律関係はどのようなになるかを説明しなさい。☞251 頁以下
 - ・連帯債務とはどのようなものかを説明しなさい。☞254 頁以下
- 保証とはどのような制度であり、保証人はどのような場合に保証債務の履行義務を負うかを説明しなさい。☞255 頁以下
 - ・弁済による代位とはどのような制度であり、どのような場合に弁済による代位が認められるかを説明しなさい。☞259 頁以下
 - ・法定代位をなしうる者が複数存在する場合に、その相互関係がどのようなになるかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞262 頁以下

II. 時の経過による消滅

- 消滅時効とはどのような制度かを説明しなさい。☞272 頁

6. 契約の不履行と履行の強制

I. 履行が不可能な場合

- 債務不履行（履行不能）に基づく損害賠償請求において、どのような損害が賠償の対象となるかを説明しなさい。☞283 頁以下
- 履行不能に基づく契約解除の効果を説明しなさい。☞286 頁以下
- 双務契約において危険負担がどのような場合に問題になり、その場合に契約上の債権債務がどのようなになるかについて、条文を挙げながら説明しなさい。☞290 頁以下

II. 可能なのに履行がされない場合

- 双務契約において同時履行の抗弁権がどのような場合に認められるのか、また、同時履行の抗弁権が認められることによる効果は何かについて、説明しなさい。☞295 頁以下
- 弁済の提供とはどのような制度か、弁済の提供があった場合にどのような効果が生ずるか、また、どのような行為をすれば弁済の提供があったといえるのかについて説明しなさい。☞297 頁以下
 - ・債権の履行強制の方法としてどのようなものがあるか、それぞれの制度の概要を説明しなさい。☞299 頁以下
- 履行が可能なのに相手方が履行しない場合に、解除が認められるための要件及び契約が解除された場合の効果を説明しなさい。☞315 頁以下

7. 不良債権の回収

I. 責任財産の保全

- 責任財産の保全がなぜ必要になるのかを説明しなさい。☞330 頁
- 債権者代位権とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて説明しなさい。☞331 頁以下
- 詐害行為取消権とはどのような制度であり、その要件及び効果はどのようなものかについて説明しなさい。☞337 頁以下

II. 変則的な債権回収

- 相殺とはどのような制度で、どのような機能を果たしているか、具体例を挙げながら説明しなさい。☞346 頁以下
- 債権譲渡とはどのような制度であるかを説明しなさい。☞356 頁以下
 - ・債権の譲渡が制限される場合として、具体的にどのような場合があるかを説明しなさい。☞358 頁以下
 - ・指名債権譲渡の対抗要件は何であると民法は規定しているかを説明しなさい。☞359 頁以下
 - ・債務者が、債権の譲受人に対してどのような場合にどのような事由を主張することができるかについて、説明しなさい。☞365 頁以下

8. 物権とその取得

I. 物権とは何か

- 物権法定主義の意義について説明しなさい。☞386 頁以下、400 頁以下
- 物権にはどのような種類があるかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞388 頁以下
 - ・物権の取得原因としてどのようなものがあるかを説明しなさい。☞395 頁以下
 - ・物権の消滅原因としてどのようなものがあるかを説明しなさい。☞399 頁

II. 物権の公示と対抗要件

- 物権変動における意思主義の意味を説明しなさい。☞402 頁以下
- 不動産の物権変動における対抗要件主義とはどのような制度かを、具体的な例を挙げながら説明しなさい。☞404 頁以下

III. 不動産物権変動の対抗要件

- ・不動産について所有権移転があった場合、原則として誰と誰が登記に関して共同して申請をするのかを説明しなさい。☞410 頁
- ・仮登記とはどのような場合になされる登記か。また、仮登記はどのような効力を有するかを説明しなさい。☞413 頁以下
- 不動産物権変動に関する民法 177 条の対抗要件主義において、登記をしなければ対抗することができない「第三者」とはどのようなものか、逆に「第三

- 者」に該当しない者はどのようなものを説明しなさい。☞415 頁以下
- ・民法 177 条が適用される物権変動としてどのようなものがあるのかを説明しなさい。☞422 頁以下

IV. 動産物権変動の対抗要件

- 動産物権変動における対抗要件とされる「引渡し」にはどのような方法があるのかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞430 頁
- 動産の即時取得とはどのような制度かを説明しなさい。☞432 頁以下

9. 各種の物権

I. 占有権の効力

- 占有権の意義について説明しなさい。☞438 頁以下
- 占有の侵害に対して、占有者はどのような救済を求めることができるのかを説明しなさい。☞439 頁

II. 所有権の効力

- 所有権はどのような権利か、どのような制限に服するのかを説明しなさい。☞442 頁以下。
- 物権的請求権とはどのような権利かを説明しなさい。☞446 頁
 - ・共有者は共有物に対してどのような権利を有するのかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞448 頁以下
 - ・区分所有権とはどのような概念であるかを説明しなさい。☞448 頁

III. 用益物権の効力

- ・地上権はどのような物権で、どのような場合に利用されるかを説明しなさい。☞451 頁以下
- ・地役権はどのような物権で、どのような場合に利用されるかを説明しなさい。☞453 頁以下

IV. 担保物権の効力

- 担保物権にはどのような種類があるかを説明しなさい。☞459 頁以下
- 担保物権の性質を、債権者平等の原則、保証との関係をふまえながら説明しなさい。☞457 頁以下

V. 質権と抵当権

- 質権とはどのような性質の担保物権かを説明しなさい。☞462 頁以下
 - ・債権質の概要について、条文を挙げながら説明しなさい。☞464 頁以下
- 抵当権とはどのような性質の担保物権かを説明しなさい。☞469 頁以下
- 抵当権の実行には具体的にどのような方法があるかを、条文を挙げながら説明しなさい。☞472 頁
 - ・物上代位とはどのような制度か、抵当権に基づき物上代位が認められるのは

どのような場合かを説明しなさい。☞480 頁以下

- ・共同抵当とはどのような制度か、共同抵当の場合に抵当権がどのように実行されるのかを説明しなさい。☞481 頁以下
- ・抵当目的不動産が第三者に譲渡された場合、第三取得者が抵当権を消滅させる手段としてどのようなものがあるか。条文を挙げながら説明しなさい。
☞483 頁以下
- ・抵当権が設定された不動産に賃借権が存在する場合、抵当権が実行されると賃借人の地位はどのようになるかを説明しなさい。☞485 頁
- ・法定地上権とはどのような制度であることを説明しなさい。☞485 頁以下
- ・根抵当権とはどのような制度であり、通常の抵当権と比較してどのような特徴があるかを説明しなさい。☞488 頁以下

VI. 非典型担保の効力

- ・仮登記担保とはどのような制度であることを、具体例を挙げながら説明しなさい。☞493 頁以下
- 譲渡担保とはどのような取引であることを、具体例を挙げながら説明しなさい。
☞498 頁以下
- ・譲渡担保権者、譲渡担保設定者、第三者の法的地位について説明しなさい。
☞498 頁以下
- ・譲渡担保権の実行の方法としてどのようなものがあるかを説明しなさい。
☞500 頁以下
- ・集合動産譲渡担保（流動動産譲渡担保）とはどのような取引かを説明しなさい。☞501 頁以下
- ・所有権留保とはどのような取引かを説明しなさい。☞503 頁以下

VII. 法定担保物権の効力

- 留置権とはどのような性質の担保物権かを、具体例を挙げながら説明しなさい。☞506 頁以下
- 先取特権とはどのような性質の担保物権かを、具体例を挙げながら説明しなさい。また、先取特権にはどのような種類が存在するかを説明しなさい。☞509 頁以下

10. 不法行為など

I. 不法行為の一般要件・効果

- 不法行為責任は、どのような要件を満たすと成立するのかを説明しなさい。
☞517 頁
- 不法行為について基本となる条文は、民法何条か。条文を挙げながら説明しなさい。

- ・ 権利・法的保護利益侵害の要件について、どのような利益が法律上保護される利益とされているのかを、具体例を挙げながら説明しなさい。☞521 頁以下
- ・ 不法行為の効果には、どのようなものがあるかを説明しなさい。☞533 頁以下
- ・ 特殊な不法行為として整理される、共同不法行為、使用者責任及び監督者責任の制度の概要について説明しなさい。☞539 頁以下

Ⅱ. いくつかの具体例

Ⅲ. 事務管理と不当利得

- ・ 事務管理とはどのような制度かを、説明しなさい。☞559 頁
- ・ 不当利得とはどのような制度かを、具体例を挙げながら説明しなさい。☞560 頁